

(写)

龍ヶ崎市立保育所設置条例及び龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 5 号

龍ヶ崎市立保育所設置条例及び龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

(龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部改正)

第 1 条 龍ヶ崎市立保育所設置条例（昭和 4 2 年龍ヶ崎市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入所の要件) 第 6 条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。 (1) 子ども・子育て支援法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子ども (2) 省 略	(入所の要件) 第 6 条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。 (1) 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童 (2) 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童 (3) 省 略

(龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第 2 条 龍ヶ崎市特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成 2 7 年龍ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市立保育所給食費) 第 5 条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた満 3 歳以上保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等及び乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定	(市立保育所給食費) 第 5 条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた法第 1 9 条第 2 号に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等及び乳児等支援給付認定子

保護者又は扶養義務者（以下「乳児等支援給付認定保護者等」という。）から、規則で定める額の給食費を徴収するものとする。

2 省 略
（利用者負担額等の納付期限）

第10条 省 略

2 第5条の給食費の納付期限は、教育・保育給付認定保護者等にあつては満3歳以上保育認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあつては、25日）とし、乳児等支援給付認定保護者等にあつては乳児等支援給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の翌月の末日（12月にあつては、25日）とする。

3 } 省 略
5 }

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

どもの乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者（以下「乳児等支援給付認定保護者等」という。）から、規則で定める額の給食費を徴収するものとする。

2 省 略
（利用者負担額等の納付期限）

第10条 省 略

2 第5条の給食費の納付期限は、教育・保育給付認定保護者等にあつては法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあつては、25日）とし、乳児等支援給付認定保護者等にあつては乳児等支援給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の翌月の末日（12月にあつては、25日）とする。

3 } 省 略
5 }